

フアシズムはこのようになってやってくる 学術会議会員候補任命拒否を撤回せよ

日本学術会議が推薦した105人の新会員候補のうち6人を菅首相が任命拒否したことが明らかになりました。任命拒否について記者に問われた菅首相は「法に基づいて適切に対応した結果だ」

「総合的、俯瞰的な活動を確保する観点から判断した」と述べるのみで6



ドイツのルター派牧師であり反ナチ運動組織告白教会の指導者マルティン・ニーメラーの言葉(丸山眞男訳)

ナチが共産主義者を襲ったとき、自分はやや不安になった。けれども結局自分は共産主義者でなかったのでもしなかった。

それからナチは社会主義者を攻撃した。自分の不安はやや増大した。けれども自分は依然として社会主義者ではなかった。そこでやはり何もしなかった。

それから学校が、新聞が、ユダヤ人が、というふうにならんと攻撃の手が加わり、そのたびに自分の不安は増したが、なおも何事も行わなかった。

さてそれからナチは教会を攻撃した。そうして自分はまさに教会の人間であった。そこで自分は何かをした。しかしそのときにはすでに手遅れであった。



人の研究者を排除した理由を明らかにしようとしません。学術研究の独立性、日本学術会議の存在意義を脅かすものであり、憲法が保障する学問の自由の侵害にほかならず許すことはできません。菅首相はただちに任命拒否を撤回すべきです。

日本学術会議法は「日本学術会議は、独立して左の職務を行う」と定め

ています。また、会員は日本学術会議の「推薦に基づいて首相が任命する」と

とされており、日本学術会議の独立性を担保する

ために、首相の判断で任命を拒否することはでき

ないと解釈されてきました。これまで政府は日本

学術会議には「高度の自主性が与えられている」と

して、83年に会員の選出が公選制から推薦制に

なった際の国会質疑でも、「学会の方から推薦をし

ていただいたものは拒否

しない、その通りの形だけの任命をしていく」と答弁してきました。しかし、今回、これまでの国会答弁をひるがえしたことにについて、政府は理由を説明していません。しかも、安倍政権がひそかに首相の任命について法解釈を変更し、不当な人事介入をしようとしたことが明らかになっていま

す。日本学術会議は、学問や科学が政治権力によつて

制約を受け、利用された反省を踏まえ、49年に

設立されました。日本学術会議法は「科学が文化

国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の

総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福

祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に

寄与することを使命とし、ここに設立される」と述

べています。そして独立機関として政府の学術政策について提言や勧告を

してきました。また、50年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを許さない決意の表明(声明)」、67年には「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を

発出しています。そして17年には「軍事的安全保障研究に関する声明」を

発表し、防衛装備庁が軍事的分野の研究を公募・

助成し、当時の安倍政権による軍産学共同をすす

めようとする動きを批判しました。そこには「科

学者コミュニティが追求すべきは、何よりも学術

の健全な発展であり、それを通じて社会からの負

託に応えることである」という理念が貫かれてい

ます。6人の任命拒否は、政治権力によるこの理念

への挑戦であり、学問の自由を侵し、民主主義と

国民に対する攻撃です。政府による教育介入は、

安倍前首相にによる教育

基本法「改悪」を一つの通過点にして、科学研究にも手を伸ばしてきました。私たち教職員も、今回の問題を他人事として

はならないことは、左上の「ナチス台頭を止められなかつた経験」から導

き出されます。学問の自由は教育基本

法や「ILO/ユネスコの教員の地位に関する勧

告」にも位置づけられている通り、教職員がその専門

性を発揮し、教育活動を進めることと不可分です。

学問の自由の侵害は真理・

真実を追究する教育をゆがめ、教育を受ける権利

をも揺るがすものです。私たち教職員は、菅首

相の任命拒否に対して強く抗議し、撤回を求める

とともに、多くの人々と力を合わせ、憲法をいか

し、民主主義にもとづく政治の実現と、学問の自由と教育の自由の保障を

求めていきたいと思います。



大阪で働く臨時教職員のみなさん、待遇改善を求めアンケートに協力をお願いします。働く条件の改善を